

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第四編 その他の社会運動

第三章 婦人運動

終戦後我が国の婦人運動は、婦人に対する政治的・法律的諸権利の保証を土台に画期的な進展をとげた。そのことはまず組織のめざましい発展となってあらわれ、婦人団体や労働組合における婦人部は各地で結成された(後掲表参照)。具体的な活動も活発に行われたが、特に四七年一月には、終戦後最初の国際的会合である婦人円卓会談がひらかれ、わが国の婦人運動も一応国際的なつながりをもつにいたったことは注目にあたいする。しかし一面において、戦後の窮迫した経済的條件と、深刻な国際情勢とは、婦人運動に苦澁の途を歩ましめると同時に、独自の役割を與えたことも否定できない。このことは組織労働者や、特殊の婦人をのぞく一般家庭婦人にまで大衆化することのはばまれている婦人組織の現況と、それにもかかわらず、平和への切実な叫びが現在の事態で大きな意義をもっていることによって示されているであろう。以下一九四八、九の兩年にわたる婦人運動の具体的な展開のあとを辿ってみよう。

一九四八年

一、繊維婦人労働者大会 一九四八年における最初の大きな集会は三月三日繊維産業労働組合同盟主催のもとにひらかれた繊維婦人労働大会である。日紡、日東紡、鐘紡、日清紡、富士紡、などの紡績五社の婦人組合員約五十名が神田の共立講堂に参集し、それぞれの組合における闘争の報告と、それについての討論の後次のような決議を行った。

決議

私達繊維労働者は日本経済再建の原動力としての役割を果している今日、尚極端な低賃金労働を強いられています。

此の様な紡績資本家の飽くなき搾取に対して私達は日本再建という美名のもとに終戦以来黙々として低賃金に甘んじて来ました。私達はもう我慢出来ません、もうだまされてはいません、真に産業の復興を念願するが故にこそ断じて奴隷的賃金を打破しなければならない事を痛感するのであります、私達は資本家に対して繊維労働者も人間であることをはっきり認識させねばならぬのであります。

此の度の賃上要求はこういう意味に於て日本民主化の一翼を担う歴史的なものであることを確信します。私達労働者は組合の推進力となって要求貫徹の為には如何なる困難をも辞せず真に固い団結のもとに一致協力して目的達成の最後まで闘うことを誓います。

昭和三十二年三月三日

繊維婦人労働者大会

二、国際婦人デー 戦後の婦人運動は、必しも統一的な行動に終始したわけではなかった。この運動においても、イデオロギーの対立は時にしばしば表面化したのであった。四八年において「婦人の日」の設定をめぐる、新日本婦人同盟、民主婦人協会と、共産党婦人部、産別婦人部、婦人民主クラブとの対立は、このことの顕著な事例であるといえよう。すなわち前者はキリスト教女子青年会、日本労働総同盟婦人部などの一三団体で、司法政務次官に就任した社会党の婦人議員榊原千代氏激励のための懇談

会を開催したが、その席上日本の婦人が最初の一票を行使した四月一〇日を「婦人の日」として、新国祭日の中に入れる運動を展開することを申合せた。

ところがこれと相前後して、後者は前記の四月一〇日案を否定し三月八日の国際婦人デーを、婦人解放の日として記念しようという意見を強く主張した。両派は活発な論争をくりひろげ、それぞれ議会にたいするはたらきかけをおこなった。この論争は、ついに一致した結論を見出すにいたらず、両派はおのこの主張にもとずいて婦人の日大会の準備をおしすすめた。かくして相次いで二つの婦人の日大会がひらかれることになったのである。

国際婦人デーは三月八日日比谷音楽堂で開催され、国鉄、東交、私鉄総連、都職、全船、都教組、及び新日本婦人同盟(三月八日を婦人の日とする決議には加わらないという条件つきで参加)民主保育連盟、朝鮮婦女同盟、共産党、社会党各婦人部、青共等の約五千名の婦人が紅白のバラの花を胸につけて参集した。來賓として、中国婦女連盟会長テイ、ジヨ、コウ、朝鮮婦女同盟委員長金恩順、ソ同盟婦人代表カスパロワの各氏が出席し、メッセージが送られた。議長には羽仁説子氏が選ばれ、議事に入った。一、基準法の完全実施、一、安心して食べられる配給を、一、世界永遠の平和確立、一、六・三制完全実施、一、電力罰金絶対反対、一、乳幼児に保育設備完備、一、労組関係法規改悪反対、等のスローガンが採択され、緊急動議として「三月八日を日本婦人の祝祭日にしよう」「日赤女専の軍国的封建制に抗議運動をおこそう」「繊維工場の賃上闘争にメッセージをおくり強力な応援をしよう」「結婚資金を共同闘争しよう」交通地獄をかんわするため車輛よこせ、窓ガラスをいれよ、山手線に婦人専用車をつくれ、国鉄の復興闘争と一緒に要求しよう」「民生委員の民主的選出」等があげられ、政府及び議会へ要求することになった。

三、「婦人の日」大会 「婦人の日」大会は、さきに三月八日の国際婦人デーを「婦人の日」とすることに反対した諸団体により、共立講堂において講演と映画の会として開催された。この日参加したのは次の諸団体である。国民協同党婦人部、新日本婦人同盟、日本キリスト教婦人矯風会、日本教職員組合婦人部、日本協同組合婦人部、日本社会党婦人部、民主自由党婦人部、民主党婦人部、日本労働組合会議婦人部、民主婦人協会、労働組合総同盟婦人部等。

なお「婦人の日」を国祭日とするかどうかの問題は、二つの大会終了後もひきつづき審議されたが、結局議会において「婦人の日」そのものが否定されることになったので、この問題についての論争は終止符がうたれることになった。しかし両者の対立は後に述べる「平和確立婦人大会」の開催をめぐって再燃したのである。

四「日本民主婦人協議会(略稱民婦協)の設立 一九四六年一二月一五日、勤労婦人が強制検診を受けたことを契機として各婦人団体をもって結成された「女性をまもる会」は、四八年四月一九日にいたって発展的に解消し、労働組合、政党の各婦人部、婦人団体等の三十数団体を含めて、新に日本民主婦人協議会を設立することになった。

五、各政党の婦人対策 (イ)共産党 共産党は、一九四八年五月第二回中央委員会で婦人運動について次のような決定を行った。

婦人大衆の獲得についての決議

わが党を拡大強化する決意を固めた第六回党大会及びその直後にもたれた婦人政策拡大会議を転機として、婦人の問題にたいする党の関心も非常に高まり、婦人の間における活動もはるかに活発になった。またそれと同時に、現在の生活の苦しみをじかに体験している婦人、最も抵抗力の弱い者として、資本攻勢の第一の犠牲になっている婦人大衆は、勇敢に闘争に立ち上っている。最近における婦人の闘争は、これまでのように、特殊な婦人の要求

だけに限られた闘争、また婦人のみの闘争ではなく、不当な税金にたいする闘争、人権じゅうりんにたいする闘争、生活を守るための闘争など、全人民的闘争であり、婦人がこれらの闘争の先頭に立っている例もすくないのである。(中略)]

一

婦人政策拡大会議においても強調された婦人の間での活動。婦人の組織に就ての全党の無関心は、まだ十分に克服されていない。広はんな婦人をわが党に獲得することは最も重要な党活動の一つであることを再び確認し、党の全機関、全党員は全力をあげてこのために努力すること。(中略)

二

経営で働く婦人の間では安い賃金、婦人にとって特に不利な職階制による賃金制度、労働基準法の一方向的な実施による強制的配置転換、事実上の賃金ひき下げ、職場からの閉め出し等にたいする闘争を通じて働く婦人の要求貫徹のために努力すること。

特に若い婦人の間では、経済的問題の外に、現在の若い婦人が文化にたいして強い関心を持ち、またあこがれともいうべき気もちをいただいていることを常に考慮しなければならない。(中略)

労組の婦人部についていえば婦人部をもっている労働組合の方が遥かに婦人組合員の活動も活発であり、婦人組合員の意志も、組合内で強く代表されている。(中略)

三

実生活の窮迫は家庭婦人を急速に党へ近づけている。砂糖、スモモその他の主食代替による主食の不足と、どこまで上るかわからない主食のヤミ値、子供の教育の問題、母子寮、託児所増設の要求、内職にたいする要求、その他の闘争を通じて、これまではひつこみがちであった家庭婦人も、進んで集会に出席し、街頭にも進出しこれらの活動によって自分の力と団結の力を知りはじめ党へもだんだん入って来ている。しかしこの点でも党の立ちおくれが認められる。(中略)家庭婦人を組織するためには生活協同組合をはじめとして、われわれ自身の生活を守るための、地域的な民主的婦人団体を作り、組織することが必要である。また、すでに存在する民主的婦人団体の中へも家庭にある党員は積極的に入り、近所の家庭婦人にもすすめて入るようにしなければならない。(中略)

四

婦人の間における党の活動の中でも最も弱い点であり立ちおくられているのは、農村婦人の中での活動である。婦人党員のうちで農村婦人の占める割合は、わずかに二割二分にすぎない。とはいえ農村における闘争の現状は、不当な供出割当にたいする闘争にしても、また不当な課税にたいする闘争にしても婦人を闘争のラチ外に残しておくことは決してできないのである。反税闘争や、飯米よこせの闘争の先頭に立ち、最も勇敢に闘っているのは、乳のみ児を背にくくりつけた農村婦人であり老婆である。

根ずよく残る封建制度に、自分自身を縛りつけ、またその圧迫の下に、最も苦しんでいるのも農村婦人である。それ故に特に農村の婦人の中では、家庭の中に残っている封建制度を根こそぎにすること、生活文化をたかめるための活動を、きわめて根氣ずよく行わなければならないのである。(以下省略)

(ロ)社会党 社会党婦人部は、一九四八年度、婦人政策として次の運動方針を決定した。

一、婦人に対する政治教育の普及徹底。二、新憲法、新民法、及労働基準法の徹底的実現。三、封建的家族制度を廃棄せる家庭法の制定促進。四、優性運動の展開。五、世界平和運動の促進。六、家庭及職場に於ける新生活運動の普及。

六、地域的婦人団体の結成 六月に入って、東京をはじめ、全国に地域婦人団体が結成されはじめた。戦時中に組織された団体である日本婦人会、愛国婦人会、国防婦人会等で活躍した一部の婦人たちを中心とした文化団体のほか、緊迫してきた食料事情(欠配、遅配)低賃金による生活の困窮と、それにとまなう児童の不良化等の問題を前にして、家庭婦人の組織が自主的にもりあがるにいたった。これらの婦人団体は、日常絶えず、他の地域団体と横の連絡をもち「主食の掛売りを」「物価の値上反対」「悪税反対」「内職を下さい」「保育所を」「教育費を」といった要求をかかげて闘った。

七、全国青年婦人代表者会議 全国青年婦人代表者会議は、全通、国鉄、電産等の各労組の青年婦人部をはじめ日農青年部、全民青、自治労連、婦人民主クラブなど三八団体の代表者約一、五〇〇名が全国から集り、八月一三、四の両日にわたり明大講堂において開催された。本会議は産別青婦人対策部より「青年婦人の要求を統一して共同の行動を通じ青年婦人戦線の統一が必要である」とよびかけたのに対して各団体でその準備がすすめられて来たものであった。会議の結論として、地方組織を確立し、その統一をはかることによってのみ勝利をうることができるという見地のもとに、青年の民主民族戦線の統一をきそとして、弾圧反対、最低賃金制の確立、不正腐敗の摘発、青年の軍国主義的再編成の粉碎、植民地文教政策反対、国家公務員法改悪反対の闘争を強力におし進めることを決定した。

八、平和確立婦人大会 平和確立婦人大会は、八月一四日、新日本婦人同盟、日本基督教女子青年会、母子懇話会、社会党、民自党が中心となり、九段の家政学院で開かれた。議長神近市子、副議長上代たの、司会者藤田たきの各氏により議事がすすめられ「世界の平和は心の平和から」など七つのスローガンの決定を行った。

これに対して一五日、日比谷小音楽堂では、大日本印刷、電産、全日化、全通、日映演、保育連盟、青共、婦人民主クラブ、共産党約三、五〇〇名が集り、議長広江ハル子(全通)副議長榎田フキ(婦人民主クラブ)の両氏が推され「平和を望んだり、祈ったりするだけでは眞の平和は実現しない、働く者が楽しく働くことが出来るような社会をきずき上げることなしには平和は訪れない」との議長の挨拶につずいて戦争防止、世界の平和を確立するための七つのスローガンを決定した。以上のように平和確立婦人大会が二つに分れて開かれたのは、大会目前の準備会において議長選出の問題に端をはつし、平和にたいする根本的な見解の相違が明確となったことによるものである(平和運動の項参照。)

九、物価引下げ運動 八月末にいたってインフレの昂進とヤミ生活に耐えられなくなった大阪「主婦の会」がヤミ値下げ運動として肉類不買ストを行い、不買同盟等を作った。この運動は全国的に波及し、東京においても「もえないマッチ」が配給されたのをきっかけに、奥むめお氏の提唱によって「不良マッチ追放大会」等が開かれその他、物価引下げ運動が各所に起った。しかしこの運動にも二つの方向があり、奥氏の動きに批判的な立場をとっている民主婦人協議会、日本協同組合、婦人民主クラブ等の参加団体は、単なるヤミ撲滅、不買運動から一歩進んで消費者の立場からは「主食の完全配給、丸公の引下げ」を要求し、又業者と消費者との公聴会を開き消費者は「なぜ価格が高いのか」との質問に、業者は「人件費と目茶苦茶な税金のかけ方にある」等、消費者と業者が一

体となつて根本問題を追求し丸公引下げ運動の方向へ向つた。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
